

■学校経営のポイント

教職員の不祥事の予防的指導と対応

小島 宏

大部分の教職員は誠実に職務を遂行しているのに、一部の者による不祥事が後を絶たない。とりわけ教員は人生の先輩として、子どもたちに身を以て示すいわば「生き方のモデル」としての存在でもあることから由々しきことである。

教職員の不祥事の傾向

最近の教職員にかかわる不祥事では、信用失墜行為（盗撮、買春、猥褻行為、暴行、交通事故、万引き・窃盗、賭け事、詐欺、公金横領など）が目立つ。

また、守秘義務（USB紛失、個人情報流出など）や許可を得ない営利事業への従事・兼職兼業もしばしば報じられている。

欠落している公務員としての自覚

教職員は「全体の奉仕者」として職務に専念しなければならない。特に、教員は、「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」のである。

不祥事を起こす教職員には公務員としての自覚が欠けている。校長や教頭は、教職員に対して自覚を促し、精励を認めて、自信と意欲をもたせることが重要である。

不足している危機管理意識

校長・教頭は、自校の「所属職員の管理」についての危機管理意識を明確にもち、適切に指導・対応すべきである。

また、個人情報の漏洩や体罰、いじめに対する指導不足や緩慢な対応などは、教職員の危機管理意識の欠如に起因することが多いと思われる。

校長・教頭の指導

そこで、校長・教頭は、教職員が不祥事を起こさないために、次のような指導・助言をすることが肝要である。

〈全教職員に指導〉

教職員のサービスの厳正について、年度はじめに、関連法規や教育委員会の通知に基づいて指導する。

特に、国家公務員法（第7節服務）、地方公務員法（第6節服務）、教育公務員特例法（第3章服務、第4章研修）、人事院規則14-7（政治的行為）、学校教育法（第37条職責）について指導する。

〈定期的に指導し注意を喚起〉

学期はじめや長期休業直前に、定期的にサービスの厳正について確認し、教職員の自覚と注意を喚起する。

〈意識を変える研修の実施〉

研修の形態を工夫し、自ら防止に努めるようにする。例えば、教職員を2、3名のチームに分け、典型的な不祥事の例を与え、「①何がいけないのか、②なぜいけないのか、③どこをどう改善したらよいのか」を考察させ、簡潔なレポート（A4一枚程度）を作成させ、報告させ、議論させる。

〈事例をあげて具体的に指導〉

不祥事の新聞報道など事例を取りあげて、何がどういけないのか、どこに手ばかりや油断があったのか、今後どうすればよいのか、児童生徒や保護者に対する影響などについて、具体的に指導する。これはタイムリーな指導になるとともに校長にとっても「サービスの危機管理」の再確認の機会となる。

〈個別に指導・牽制〉

不祥事に巻き込まれそうな気配を感じた教職員には、そのときその場での個別指導を行い、牽制する。

不祥事に対する対応

万一、不祥事が起きたときは、校長は、事実を確認し、教育委員会に報告して、当該教職員及び管理・監督者としての校長について、法に基づいて応分の処分をしてもらうことになる。このことについては、事前に教職員に周知徹底しておく。

（こじま・ひろし＝一般財団法人教育調査研究所研究部長）

●学校管理職の「誰にも相談できない悩み」にずばり回答！

『寺崎千秋の学校経営相談室』

【著】寺崎千秋（元全国連合小学校長会会長） A5判・168頁／定価1,995円

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）